

平成 26 年経済センサス－基礎調査の概要

（「平成 26 年経済センサス－基礎調査（確報） 結果の概要」（平成 27 年 11 月 30 日 総務省）より抜粋）

1 調査の目的

経済センサス－基礎調査は、事業所の基本的な経済活動及び企業の基本的な経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とした基幹統計調査（基幹統計「経済構造統計」を作成するための調査）である。

2 沿革

経済センサス－基礎調査は、平成 21 年に第 1 回調査を実施し、2 回目に当たる平成 26 年調査では、経済産業省が所管する「商業統計調査」と一体的に実施した。

なお、経済センサスは、経済センサス－基礎調査と経済センサス－活動調査の二つから成り立っており、経済センサス－活動調査は、平成 24 年に第 1 回調査を実施した。

3 調査日

平成 26 年 7 月 1 日

4 調査の対象

(1) 地域的範囲

全国

※ 平成 26 年 4 月 1 日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づき原子力災害対策本部長が設定した帰還困難区域又は居住制限区域を含む調査区を除く。

(2) 属性的範囲

調査日現在、国内に所在する全ての事業所。ただし、日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に属する事業所は調査対象外とした。

ア 大分類 A（農業、林業）に属する個人経営の事業所

イ 大分類 B（漁業）に属する個人経営の事業所

ウ 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち小分類 792－家事サービス業に属する事業所

エ 大分類 R（サービス業（他に分類されないもの））のうち中分類 96－外国公務に属する事業所

5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所とした。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けた。

(1) 建設業

作業の行われている工事現場，現場事業所などは，それらを直接管理している本社，支店，営業所，出張所などの事業所に含めて調査した。また，自営の大工，左官，塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については，工事現場では調査せず，それらの業者の事業所又は自宅で，その従業者も含めて調査した。

(2) 運輸業

鉄道，自動車，船舶，航空機などによる運輸業は，管理責任者のいる場所を事業所とした。鉄道業について，駅，車掌区，車両工場などは，それぞれを1事業所とした。ただし，駅長，区長などの管理責任者の置かれていない事業所は，管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

(3) 学校

同一の学校法人に属する幾つかの学校，例えば，大学，高等学校，中学校，小学校，幼稚園などが同一構内にあるような場合，学校ごとにそれぞれ1事業所とした。ただし，高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず，その高等学校に含めて調査した。

(4) 国及び地方公共団体の機関

国及び地方公共団体の機関については，法令により独立の機関として設置されている機関を1経営主体とみなし，それぞれの場所ごとに1事業所とした。ただし，一般行政事務又は立法事務を行っている機関の中に，それ以外の現業的業務を行っている「係」などの組織がある場合は，それらの組織をまとめて別の事業所とした。

6 調査の方法

調査は「甲調査」と「乙調査」の2種類からなり，甲調査においては，事業所及び企業の規模に応じて，調査員による調査と総務省，都道府県，市（特別区を含む。以下同じ。）による調査に分けて行った。

(1) 甲調査

国及び地方公共団体の事業所以外の事業所（民営事業所）を対象とする。

① 調査員による調査単独事業所及び新設事業所（ただし，②における特定の単独事業所及び新設事業所を除く。）については，調査票の配布は調査員が行い，収集は調査員による回収又はオンラインにより行った。

・総務省—都道府県—市町村—統計調査員—調査事業所

② 総務省，都道府県，市による調査

国内に支所（支社・支店）を有する企業については，その本所（本社・本店）となる事業所に対して，調査票の配布は総務省が郵送により行い，収集は総務省，都道府県，市の担当区分に応じてオンライン又は郵送により行った。

また，特定の単独事業所及び新設事業所については，調査票の配布は総務省が郵送により行い，収集は総務省がオンライン又は郵送により行った。

※ なお、福島県双葉郡楢葉町、富岡町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村の調査区の一部又は全部が、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づき原子力災害対策本部長が設定した避難指示解除準備区域に該当する調査区内の事業所に対しては、町村から提供を受けた名簿情報に基づき、総務省が調査を実施した。

ア 総務省による調査

2 以上の都道府県の区域にわたって事業所を有する企業の事業所、従業者数 30 人以上の企業の事業所及び総務大臣が定める事業所並びに東日本大震災の影響により調査員調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣が定めた調査区内の事業所

・総務省一調査事業所

イ 都道府県による調査

同一の都道府県の区域内に大多数の事業所を有する従業者数 30 人未満の企業の事業所（ア及びウに掲げるものを除く。）

・総務省一都道府県一調査事業所

ウ 市による調査

同一の市の区域内に全事業所を有する従業者数 30 人未満の企業の事業所（アに掲げるものを除く。）

・総務省一都道府県一市一調査事業所

(2) 乙調査

国及び地方公共団体の事業所を対象とする。

調査は、市町村の調査事業所にあつては市町村が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県が、国の調査事業所にあつては総務省が、オンラインにより調査票の配布、収集を行った。

・総務省一都道府県一市町村一調査事業所

・総務省一都道府県一調査事業所

・総務省一各府省一調査事業所

7 調査事項

(1) 甲調査

① 事業所に関する事項

ア 名称

イ 電話番号

ウ 所在地

エ 開設時期

オ 従業者数

カ 事業の種類

キ 業態

ク 単独事業所・本所・支所の別

ケ 年間総売上（収入）金額

② 企業に関する事項

- ア 経営組織
- イ 資本金等の額
- ウ 外国資本比率
- エ 決算月
- オ 持株会社か否か
- カ 親会社の有無
- キ 親会社の名称
- ク 親会社の所在地及び電話番号
- ケ 子会社の有無及び子会社の数
- コ 組織全体の常用雇用者数
- サ 組織全体の主な事業の種類
- シ 国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数
- ス 本所の名称
- セ 本所の所在地及び電話番号
- ソ 年間総売上（収入）金額

(2) 乙調査

- ア 名称
- イ 電話番号
- ウ 所在地
- エ 職員数
- オ 事業の種類
- カ 事業の委託先の名称，電話番号及び所在地

用語の解説

(1～18 は「平成 26 年経済センサス－基礎調査（確報） 結果の概要」（平成 27 年 11 月 30 日 総務省）より関係部分を抜粋）

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ① 一定の場所（1 区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ② 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(1) 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

(2) 出向・派遣従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が 1 人もおらず、他の会社など別経営の事業所から出向又は派遣されている人のみで経済活動が行われている事業所をいう。

(3) 事業内容等不詳の事業所

事業所として存在しているが、記入不備等で事業内容が不明の事業所をいう。

2 従業者

調査日現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

(1) 個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

(2) 無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

(3) 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

(4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人若しくは 1 か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成 26 年 5 月と 6 月にそれぞれ 18 日以上雇用されている人をいう。

(5) 正社員・正職員 常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

- (6) 正社員・正職員以外常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人をいう。
- (7) 臨時雇用者 常用雇用者以外の雇用者で、1 か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

3 他からの出向・派遣従業者

民営事業所において、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

4 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去 1 年間の収入額又は販売額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づき分類している。なお、一部の小分類項目については分割したのもも小分類としている。

5 事業所で行っている産業分類

事業所で行っている全ての事業をいい、一つの事業所が複数の事業を行っている場合は、複数回答となる。

6 経営組織

(1) 国，地方公共団体

国，都道府県，市区町村，特別地方公共団体（地方公共団体の組合，財産区など）の事業所をいう。

(2) 民 営

国，地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

ア 個人経営

個人が事業を営んでいる場合をいう。

法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

イ 法人 法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。以下の会社及び会社以外の法人が該当する。

ウ 会社

株式会社，有限会社，相互会社，合名会社，合資会社，合同会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店，営業所などで、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定により日本で登記したものをいう。なお、国内に設立された会社で、外国人が経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社ではない。

エ 会社以外の法人

法人格を有する団体のうち、会社以外の法人をいう。

例えば、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、農(漁)業協同組合、事業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、共済組合、国民健康保険組合、信用金庫、弁護士法人などが含まれる。

オ 法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）の事業所などが含まれる。

7 事業所の開設時期

会社や企業の創業時期ではなく、当該事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいう。

8 企業等

事業・活動を行う法人（外国の会社を除く。）及び個人経営の事業所をいう。個人経営であって同一の経営者が複数の事業所を経営している場合は、それらはまとめて一つの企業等となる。

具体的には、会社企業、会社以外の法人及び個人経営で本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで企業等となる。

9 会社企業

経営組織が株式会社、有限会社、相互会社、合名会社、合資会社及び合同会社で、本所と支所を含めた全体をいう。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となる。

10 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類している。なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一である。

11 単一・複数の別

企業等を構成している事業所により以下の二つに区分している。

(1) 単一事業所企業

単独事業所の企業等をいう。

(2) 複数事業所企業

国内にある本所と国内又は国外にある支所で構成されている企業等をいう。

12 国内支所の分布範囲

国内複数事業所企業について以下のとおり区分している。

(1) 都道府県内にのみ支所をもつ企業等

本所の所在する都道府県内に傘下事業所の全てが所在するものをいう。

市町村内にのみ支所をもつ企業等

本所の所在する市町村内に傘下事業所の全てが所在するものをいう。大都市の場合、同一市内他区であっても同一市町村とする。

(2) 都道府県外に支所をもつ企業等

本所の所在する都道府県以外に支所が所在するものをいう。

(3) 市町村外に支所をもつ企業等

本所の所在する市町村以外に支所が所在するものをいう。大都市の場合、同一市内他区は同一市町村とするので、市町村外に支所をもつこととはならない。

13 単独・本所・支所の別

(1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいう。

(2) 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらの全てを統括している事業所をいう。本所の各部門が幾つかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としている。

(3) 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいう。上位の事業所の統括を受け一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所としている。

支社・支店のほか、営業所、出張所、工場、従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含まれる。なお、経営組織が外国の会社は支所とする。

14 資本金額

株式会社及び有限会社については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいう。

15 決算月

仮決算や中間決算は含めず、本決算月のみをいう。年2回決算を採用している場合は両方を決算月とする。

16 親会社・子会社

(1) 親会社

当該会社の議決権を、50%を超えて直接所有している会社をいう。

ただし、50%以下であっても、当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社とする。

(2) 子会社

当該会社が50%を超える議決権を所有する会社をいう。

また、子会社あるいは当該会社と子会社の合計で 50%超の議決権を所有している会社も含む。
ただし、50%以下であっても、当該会社の連結財務諸表の対象となる場合は、その会社を含む。

17 売上(収入)金額

商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などをいう。有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めない。なお、「金融業、保険業」の会社、会社以外の法人及び法人でない団体の場合は経常収益としている。

18 異動状況別事業所

(1) 存続事業所

調査日現在に存在した事業所のうち、平成 24 年経済センサスー活動調査以前から存在していた事業所をいう。

(2) 新設事業所

調査日現在に存在した事業所のうち、平成 24 年経済センサスー活動調査以降に開設した事業所をいう。

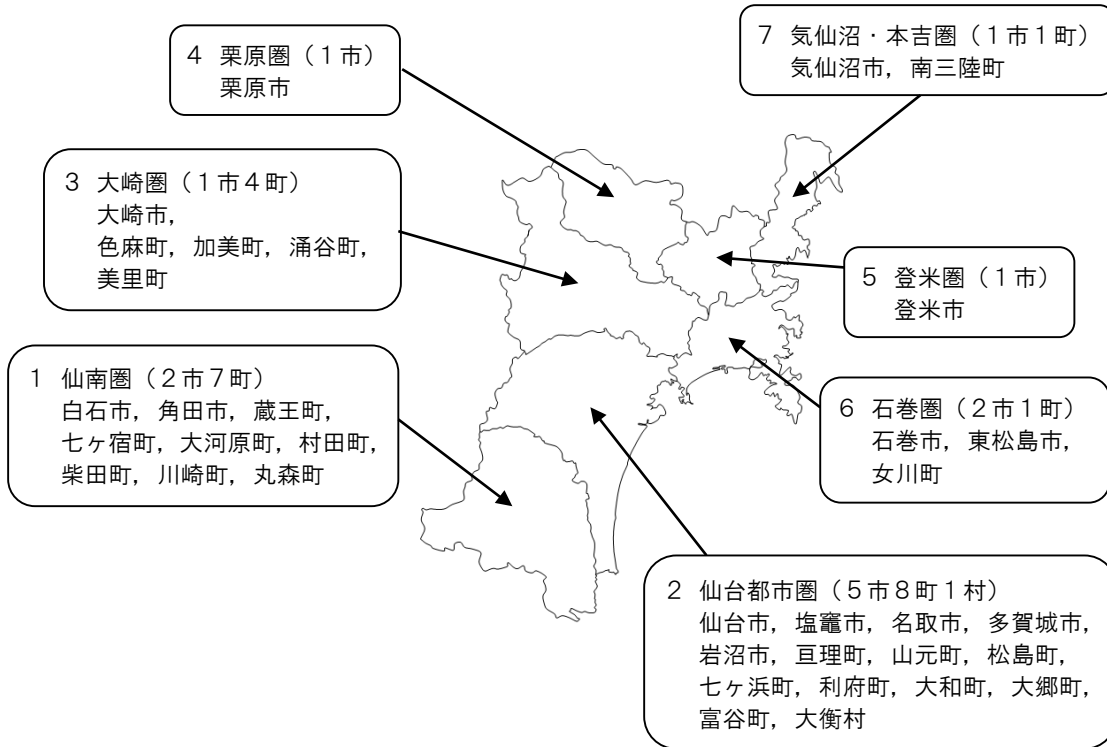
(3) 廃業事業所

平成 24 年経済センサスー活動調査で調査された事業所のうち、平成 26 年経済センサスー基礎調査で把握されなかった事業所をいう。

19 宮城県における地域区分

本文、表中の「広域圏」及び「沿岸部・内陸部」の区分は次のとおりである。

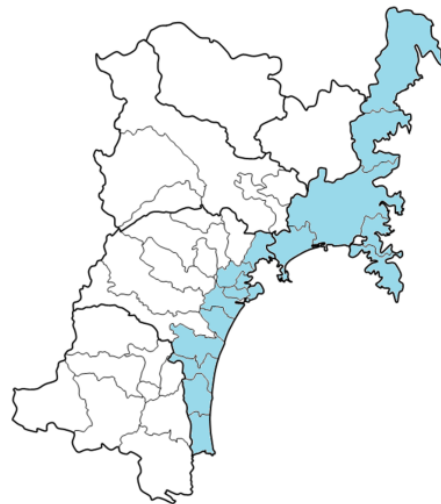
《広域圏》



《沿岸部・内陸部》

区分	市区町村名
沿岸部	仙台市（宮城野区，若林区），石巻市，塩竈市，気仙沼市，名取市，多賀城市，岩沼市，東松島市，亶理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，女川町，南三陸町（2区14市町）
内陸部	上記市区町以外（3区20市町村）

※ 沿岸部と内陸部は、東日本大震災前後の統計数値を比較するため、便宜的に区分したものである。



「政府統計の総合窓口」(e-Stat (イースタット) <http://www.stat.go.jp/>) は、これまで各府省のホームページ上で提供されていた統計データを一つにまとめ、統計データの検索をはじめとした、さまざまな機能を備えた政府統計のポータルサイトです。

知りたい統計データを簡単に検索して、パソコンにダウンロードできるほか、データベース化されたデータを使って人口ピラミッドなどのグラフを作成する機能、統計データを地図上に表示する機能など、ユーザーのニーズの高い機能を数多く備えた便利なサイトです。

- 様々な府省が管理している統計データを検索できます。
- 地図や図表により統計データを“見える化”できます。
- 統計データの基本となる用語やコードを説明しています。

「平成 26 年経済センサス基礎調査」の確報集計結果についても、すべての統計表が、こちらのサイトからご覧になれますので、ぜひご活用ください。

<統計表等の一覧> (H28.3.16 現在)

平成 26 年経済センサス基礎調査	
調査の概要等	
事業所に関する集計	
全国結果	
都道府県別結果 > 04 宮城県	
統計表に付帯する情報	
企業等に関する集計	
全国結果	
都道府県別結果 > 04 宮城県	
統計表に付帯する情報	
町丁・大字別集計	
調査区別集計結果について	
参考表 (1~5)	

<統計表の例>

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S
1		1	平成26年経済センサス基礎調査	確報集計	事業所に関する集計			第1表 経営組織(5区分)別全事業所数、男女別従業者数及び1km2当たり事業所数及び従業者数ー全国、都道府県、市区町村、大都市圏											
2		2						Table 1 Establishments and Persons Engaged by Sex, by Legal Organization (5 Groups) and Establishments and Persons Engaged Per Square											
3		3						(注) 男女別の不詳を含む。											
4		4						keiso5C.00	keiso5C.00	keiso5C.00	keiso5C.00	keiso5C.00	keiso5C.00	keiso5C.00	keiso5C.00	keiso5C.00	keiso5C.00	keiso5C.00	keiso5C.00
5		5						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6		6						syu1.0000	syu1.0001	syu1.0002	syu1.0003	syu1.0004	syu1.0005	syu1.0006	syu1.0007	syu1.0000	syu1.0001	syu1.0002	syu1.0003
7		7						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8		8						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9		9						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10		10						総数(経営組織)											
11		11						民営											
12		12	ti.00000	地域	全国、都道	事業所数(事業所数)	従業者数(:(従業者数)	(:(従業者数)	(:(従業者数)	1km2当たり	1km2当たり	1km2当たり	事業所数(事業所数)	事業所数	従業者数(:(従業者数)				
13		13	ti.01000	0 00 全国	5926804	5689366	6178853	34411741	27291783	15.9	15.3	165.7	5779072	5541634	57427704	31939449			
14		14	ti.01100	1 01 北海道	252036	242707	2445372	1345569	1097533	3.2	3.1	31.2	242366	233037	2206038	1188024			
15		15	ti.01101	2 札幌市	82285	76604	912841	494519	416581	73.4	68.3	814.2	81430	75749	858119	455976			
16		16	ti.01102	3 札幌市中央	101	26379	23138	322215	171624	149176	568.3	498.4	6941.3	26196	22955	300860	156094		
17		17	ti.01103	3 札幌市北区	102	9856	9331	111496	60236	51199	155.3	147	1756.2	9744	9219	105286	55914		
18		18	ti.01104	3 札幌市東区	103	9345	8964	103048	59904	43107	163.6	156.9	1803.7	9252	8871	98353	56586		
19		19	ti.01105	3 札幌市白石	104	8638	8276	94048	56451	37409	249.8	239.3	2719.7	8568	8206	91447	54747		
20		20	ti.01106	3 札幌市豊平	105	6755	6476	62493	32673	29809	145.7	139.7	1348.3	6677	6398	58731	30326		
21		21	ti.01107	3 札幌市南区	106	3779	3670	36896	18893	17985	5.7	5.6	56.1	3699	3590	30811	13901		
22		22	ti.01108	3 札幌市西区	107	7436	7062	71141	39022	32113	99.2	94.2	949.4	7358	6984	67551	36612		
23		23	ti.01109	3 札幌市厚別	108	3239	3114	42300	21205	21083	132.9	127.7	1735	3181	3056	39752	19488		
24		24	ti.01110	3 札幌市手稲	109	3607	3455	36088	17197	18858	63.4	60.7	633.7	3548	3396	33521	15764		
25		25	ti.01111	3 札幌市清田	110	3251	3118	33156	17314	15842	54.5	52.2	555.4	3207	3074	31807	16544		
26		26	ti.01203	4 函館市	202 函	14116	13795	124215	64370	59804	20.8	20.3	183.2	13815	13494	114147	57642		
27		27	ti.01204	4 小樽市	203 小	6277	6090	56650	28945	27684	25.8	25	232.5	6125	5938	51833	26018		
28		28	ti.01205	4 旭川市	204 旭	15688	15201	154350	83180	71073	21	20.3	206.5	15341	14854	140269	73578		
29		29	ti.01206	4 室蘭市	205 室	4549	4423	47415	29148	18254	56.4	54.8	587.8	4428	4302	43235	26725		
30		30	ti.01206	4 釧路市	206 釧	9194	8871	80833	43625	37208	6.7	6.5	59.3	8952	8629	72961	38844		

平成 26 年経済センサスー基礎調査 確報集計結果 <宮城県の概要>

平成 28 年 4 月発行

編集・発行

宮城県震災復興・企画部統計課（商工経済班）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 8 - 1

電話 022-211-2457 <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/>